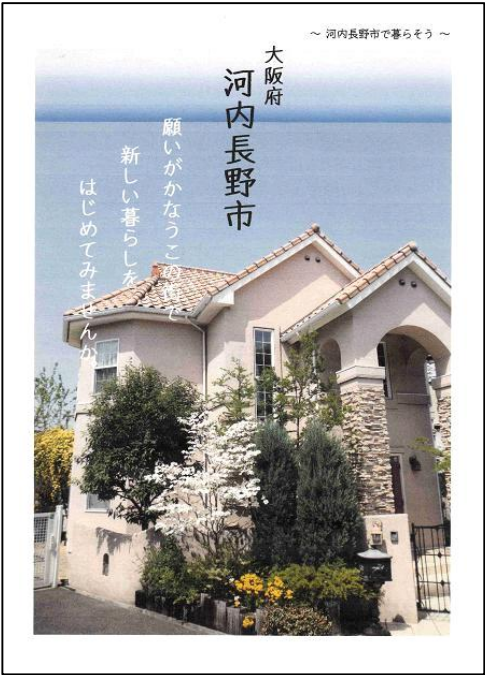


事業 優先順位		2 細事業: 空き家バンク制度推進事業				整理 番号		02			
目 的		不動産を売却・賃貸することなく放置されている空き家等について、不動産の仲介事業者を紹介する仕組みを構築することにより、市内の空き家の有効活用を促進し、このことにより空き家等の減少及び良好な住環境を維持することをめざす。									
目 標		空き家への住み替えを支援するため、空き家所有者・物件紹介希望者をつなぐための登録制度を構築し、河内長野市内に空き家等を所有している人や市内外の人に空き家バンク制度の啓発を行う。									
事業 実施主体		直 営		事業開始 年 度		平成24年度		根拠 法令			
事業費・財源					平成24年度		比 較				
	事業費 (決算額) (千円)				233				総コスト (千円)		
	財源内訳	一般財源				233				6,581	
		国府支出金				0				233	
		地方債				0				6,348	
		その他特定財源				0				0	
						0				58	
						0				140	
						0				0.80	
					0				0.00		
								参 考			
								再任用職員数 (人)			
今後の 方向性		新婚世帯家賃・持家取得補助制度と併せて、効果的なPRIに取り組む。									
評 価	妥当性		効率性		有効性		対象者		河内長野市内の空き家等所有者と物件紹介希望者		
	A		A		B						

空家バンク制度パンフレット



細事業：空き家バンク制度推進事業

1. 空き家バンク制度推進事業

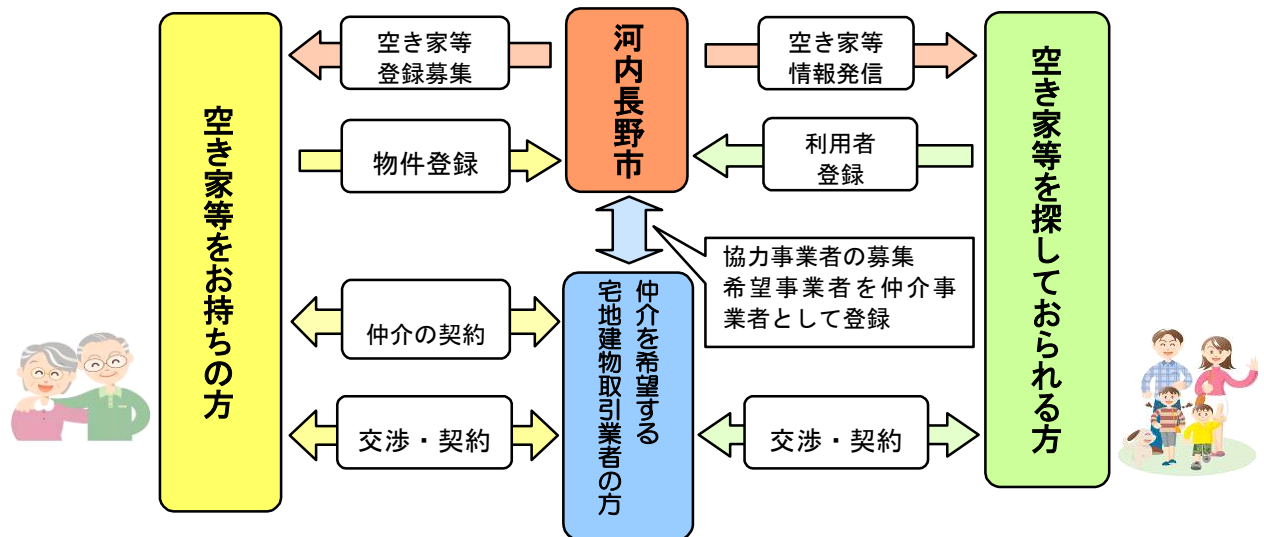
市内の空き家等を有効活用することにより、本市の定住促進及び地域の活性化を図るため、空き家等及び利用希望者等の情報登録制度を構築した。

この制度は、空き家・空き地（空き家等）の売買・賃貸借・マイホーム借り上げ制度※の利用を希望する所有者等から市に物件を登録していただき、市内への定住等を目的として空き家等の利用を希望する方に対し、その情報を紹介する制度である。

※マイホーム借り上げ制度

…一般社団法人移住・住みかえ支援機構がシニアの方（50歳以上）のマイホームを最長で終身にわたって借上げて転貸し、安定した賃料収入を保証するもの。

【空き家バンク制度のイメージ】

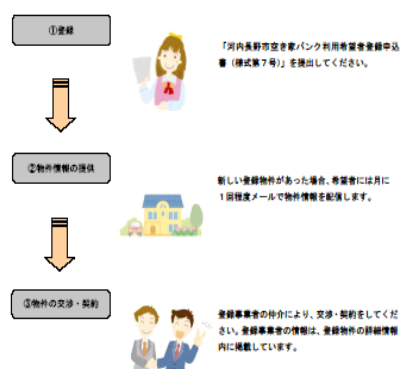


空き家・空き地をお持ちの方へ 「空き家バンク制度」（空き家台帳）への登録及び交渉・契約の流れ



※登録可能な物件は、①賃貸借を目的として建築された住宅、②売買又は賃貸借することが適さない住宅、③主として不動産業を営むものが所有する住宅を除き、法令上、住宅を建築するための土地として認められるものです。
※空き家等の所有者と購入・賃貸希望者との間における交渉・契約については、市は直接関与しません。また、契約等に関する疑義・紛争等については、当事者間及び登録事業者間で解決するものとします。
※空き家等の売買・賃貸借等の仲介に係る報酬については、法で定められた範囲内の仲介手数料が必要となります。

市内で空き家・空き地を探しておられる方へ 「空き家バンク制度」（利用者台帳）への登録及び交渉・契約の流れ



※空き家等の売買・賃貸借等における交渉・契約については、市は直接関与しません。また、契約等に関する疑義・紛争等については、当事者間及び登録事業者間で解決するものとします。
※空き家等の売買・賃貸借等の仲介に係る報酬については、法で定められた範囲内の仲介手数料が必要となります。